



2017年5月22日

各 位

会社名 セコム上信越株式会社
代表者名 代表取締役社長 竹田正弘
(コード番号 4342 東証第二部)
問合せ先 取締役 霜鳥浩二
(TEL. 025-281-5000)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、定款の一部変更について2017年6月23日開催予定の第51期定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 2015年4月の介護保険制度の改正に伴い、現行定款第2条(目的)に定める事業目的に所要の変更を行うものであります。
- (2) 株主の皆様の便宜を図るため、単元未満株式の買増制度に関する規定を新たに設けるものであります。

2. 変更の内容

別紙のとおりであります。

3. 日程

| | |
|-----------------|--------------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 2017年6月23日(金) (予定) |
| 定款変更の効力発生日 | 2017年6月23日(金) (予定) |

以 上

(別 紙)

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>(1) 警備の請負およびその保障に関する事業</u></p> <p><u>(2) 警備および安全に関する調査、指導、助言、出版に関する事業</u></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><u>(11)教育、医療および健康に関する機器の企画、設計、開発、製造、賃貸、販売事業</u></p> <p><u>(12)病院外における看護、介護、介護予防、福祉およびそれらの請負に関する事業ならびに薬局の経営</u></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(単元未満株主の権利)</p> <p>第11条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) ~ (3) (省 略)</p> | <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 警備の請負およびその保障に関する事業</p> <p>2. 警備および安全に関する調査、指導、助言、出版に関する事業</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>11. 教育、医療および健康に関する機器の企画、設計、開発、製造、賃貸、販売事業</p> <p>12. <u>(1)介護保険法に基づく、居宅サービス、居宅介護支援、介護予防支援、介護予防サービス、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービスの各事業</u></p> <p><u>(2)介護保険法に基づく、介護予防・生活支援サービス事業</u></p> <p><u>(3)介護保険法に基づく、包括的支援事業の受託および市町村の業務の受託</u></p> <p><u>(4)介護保険外サービスに関する事業</u></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p><u>(単元未満株式の買増し)</u></p> <p>第11条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数とあわせて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(単元未満株主の権利)</p> <p>第12条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) ~ (3) (省 略)</p> <p><u>(4) 前条に定める請求をする権利</u></p> |

以上